○葛尾村イメージキャラクター使用取扱要領

平成28年５月20日告示第18号

改正　令和５年４月１日告示第24号

葛尾村イメージキャラクター使用取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、葛尾村（以下「村」という。）が定めた葛尾村イメージキャラクター「しみちゃん」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

（権利）

第２条　キャラクターに関する利用許可の権利は、村に属する。

（使用申請対象）

第３条　葛尾村の地域活性化および広報宣伝活動に携わる、官公団体、民間団体、教育団体、その他、地域活性化を担う団体および個人、民間企業等を使用申請対象とする。

（使用申請）

第４条　キャラクターを使用する場合は、あらかじめキャラクター使用許可申請書（様式１）を村に提出し、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、デザインを変更することなく平面でキャラクターを使用するときは、この限りではない。

(１)　 村（付属機関を含む。）が業務の目的で使用するとき。

(２)　村内の学校等が教育の目的で使用するとき。

(３)　報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(４)　その他村長が適当と認めるとき。

（使用許可等）

第５条　村は前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター使用許可通知書（様式２）により許可し、不許可とする場合は、キャラクター使用不許可通知書（様式３）を交付する。

(１)　法令や公序良俗に反するおそれのある場合、その他、社会的な非難を受けるおそれのある場合。

(２)　特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合。

(３)　特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合。

(４)　一定の公益性を欠くおそれのある場合。

(５)　不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合。

(６)　村の信用又は品位をおとしめるおそれのある場合。

(７)　その他、村において許可することが不適当と認めた場合。

（商品販売を目的としたキャラクター使用）

第６条　商品販売を目的にキャラクターを使用する場合は、あらかじめその趣旨と販売の責任者および販売品目の詳しい仕様・販売額・販売場所、その他村が定めた事項を事前に届けるものとする。

２　前項の規定により届出のあった内容は村内で協議し、承認を得られた場合のみキャラクター使用の許可を与えるものとする。

（使用料）

第７条　次の各号に掲げる内容に該当する場合は、使用料を無料とすることができる。

(１)　国、他の地方公共団体、その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。

(２)　自治会、ＮＰＯ、その他の公共団体等公益的な活動のために使用するとき。

(３)　放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関が報道目的に使用するとき。

(４)　出版社、旅行会社等が使用する場合で、村への誘客効果が期待できるとき。

(５)　その他、公益上の観点から無料とすることが適当であると認めるとき。

（使用上の遵守事項）

第８条　キャラクターを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(１)　村の趣旨に反しないこと。

(２)　許可を受けた者は、これを譲渡又は転貸しないこと。

(３)　定められた色、形式を変更して使用する場合は、事前に村長への協議を行い、承認を得ること。

(４)　キャラクターのイメージを損なう展開および応用使用をしないこと。

（使用状況等の確認）

第９条　村は必要に応じ、キャラクターの使用状況および使用実績の確認調査を実施することができる。

２　キャラクターの使用許可を受けた者は、前条に規定する調査の際、資料の提出等、誠実に応じなければならない。

（使用許可期間）

第10条　使用許可期間は申請の日より原則１年以内とする。ただし、終了期間の指定ができない場合は、使用終了後にキャラクター使用終了届（様式４）を提出すること。

（使用申請内容の変更）

第11条　使用許可を受けた者が、申請の内容を変更しようとするときは、再度キャラクター使用許可申請書を村に提出し、その許可を受けなければならない。

（許可の取消等）

第12条　村は、キャラクターの許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、直ちにその是正を命じ、また当該許可を取消すものとする。

(１)　使用許可申請の内容に虚偽があることが判明した場合。

(２)　許可の条件に違反して使用した場合。

２　許可を取り消された者は、許可取消の連絡があった日以降、当該申請に係る物件の使用、配布および掲示をしてはならない。

（庶務）

第13条　キャラクターの使用に関する庶務は、総務課において行う。

（その他）

第14条　この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要領は、平成28年５月24日から施行する。

（様式１）

キャラクター使用許可申請書

年　　月　　日

葛尾村長　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

下記のとおり、葛尾村イメージキャラクター「しみちゃん」のデザインを使用したい

ので申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的及び使用方法 |  |
| 使用期間※  （チェックを入れて期間を記入） | □　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日まで |
| □　　　年　　月　　日～使用終了届（様式４）の提出まで |
| 担当者名・連絡先 | 電話番号 |
| 添付書類  （どれか１つ） | □レイアウト　　　□原稿　　　　□企画書  □スケッチ　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　） |

※使用期間の終了日が「使用終了届（様式４）の提出まで」の場合、必ず使用終了届（様式４）を提出すること。

（様式２）

キャラクター使用許可通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

葛尾村長

申請のありました下記について、使用を許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用目的 |  |
| 使用期間 | □　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日まで |
| □　　　年　　月　　日～使用終了届（様式４）の提出まで |

※使用期間の終了日が「使用終了届（様式４）の提出まで」の場合、必ず使用終了届（様式４）を提出すること。

（様式３）

キャラクター使用不許可通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

葛尾村長

申請のありました下記について、使用を不許可とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用目的 |  |
| 不許可の理由 |  |

（様式４）

キャラクター使用終了届

年　　月　　日

葛尾村長　様

届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　印

　下記のキャラクター使用について、終了しましたので届出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用目的 |  |
| 使用終了日 | 年　　　月　　　日 |